

企業が役員および従業員の双方に対し、

の向上が期待されている。

政府・与党においても、税制改正、規制改

革、運用改善などを通じて、株式報酬制度を

はじめとする報酬制度の改善が進められてき

た。その結果、上場会社では、役員および従

業員の双方に対するインセンティブ報酬制度

の導入数が年々増加している(図表1)。一方

で、米国などと比べるとCEO報酬に占める

インセンティブ報酬の割合は少なく(図表2)、

従業員向けの株式報酬の導入企業数も少ない。

役員・従業員への インセンティブ報酬制度の 活用拡大に向けた提言

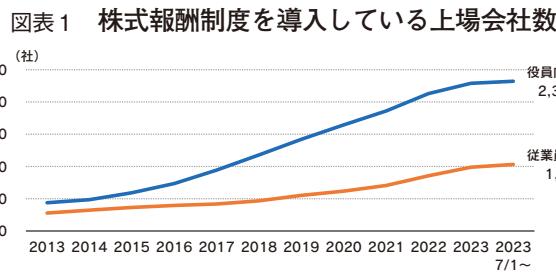
提言



佐藤雅之
さとう まさゆき
金融・資本市場委員長
日揮ホールディングス会長



日比野隆司
ひびの たかし
金融・資本市場委員長
大和証券グループ本社
会長



注1:各年7月～6月を1年とする導入公表日を基準とする
2023/7/1～のデータは2023年10月31日時点のものである
注2:導入後も上場廃止、制度終了はその実施ベースで除外している

野村證券提供データをもとに経団連事務局作成

図表2 CEO報酬の国際比較

	9.5%	19.6%	70.9%
米国	9.5%	19.6%	70.9%
英国	22.9%	34.6%	42.5%
フランス	23.5%	36.3%	40.3%
ドイツ	26.7%	37.0%	36.4%
日本	32.8%	35.3%	31.9%

□基本報酬 □年次インセンティブ □長期インセンティブ
日本米英独仏の5カ国における売上高第1兆円以上の企業について、
2022年度にかかる2023年6月末までの開示情報を用いて調査

ウイリス・タワーズワトソン「日米欧CEOおよび社外取締役報酬比較 2023年調査結果」
(2023年8月)をもとに経団連事務局作成

二つ目は、開示規制である。有価証券の発行開示制度は、一般の投資者に対して合理的な投資判断に必要な情報を提供するためのものである。一方で、株式報酬の付与の場面では、報酬として株式を受け取る者が投資判断の適用除外を認めるべきだとしている。

三つ目は、株式の発行手続きである。会社法上、報酬としての株式の無償交付は、上場会社の取締役と執行役に対してものみ認められている。これについて、上場会社の従業員や子会社の役員・従業員にも認めるべきだとしている。関連して、

四つ目は、税制である。現行の法人税制

は、役員給与について、支給の恣意性を排除

するため、あらかじめ定められた給与の類型に該当する場合にのみ損金算入が可能であ

る」とされている。しかし、上場会社では、株主によるガバナンスが十分に機能している

と考えられることから、総論として、役員給

与の損金算入が幅広く認められるよう提言し

ている。そのうえで、算定基礎となる指標の追加や役員間での異なる取り扱いの容認など、

業績連動給与の使い勝手の改善を含む法人税

における当面の課題や、所得税における措置

についても要望している。

経団連では今後、本提言を2024年の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」改訂等へ反映させるべく、政府・与党に対し働きかけを行っていく。会員各社においても、株主や従業員等のステークホルダーと十分な対話をを行いながら、インセンティブ報酬制度を適切に活用することと、コーポレートガバナンス改革や「人への投資」の拡大推進を検討いただければ幸いである。

インセンティブ報酬の現状と課題

上場会社では、中長期的な企業価値向上に向けて、経営陣の創造的なリーダーシップや企業家精神の發揮を促進するために、株式報酬制度など様々な役員報酬制度を戦略的に導入している。また、従業員に対しても、国内外の優秀な人材の獲得・維持やエンゲージメントの向上のため、さらには「人への投資」の観点から、創意工夫を凝らして報酬制度を設計している。特に、株価に連動したインセンティブ報酬である株式報酬の拡大は、わが国全体の観点からみれば、「成長と分配の好循環」の実現や分厚い中間層の形成に寄与するものである。

非上場のスタートアップにおいても、優秀な人材の獲得のために、ストックオプションを中心に行使権度を戦略的に活用している。わが国においてグローバルに活躍するスタートアップを継続的に創出するための環境整備の一つとして、株式報酬制度の使い勝手

を行なうわけではないため、投資の判断材料となる情報を提供する必要性が乏しいと考えられる。そこで提言では、株式報酬について、一般的な有価証券の募集や売り出しとは異なるものとして開示制度を設計する必要があるとしている。

三つ目は、株式の発行手続きである。会社法上、報酬としての株式の無償交付は、上場会社の取締役と執行役に対してものみ認められている。これについて、上場会社の従業員や子会社の役員・従業員にも認めるべきだとしている。関連して、

四つ目は、税制である。現行の法人税制では、役員給与について、支給の恣意性を排除するため、あらかじめ定められた給与の類型に該当する場合にのみ損金算入が可能である」とされている。しかし、上場会社では、株主によるガバナンスが十分に機能していると考えられることから、総論として、役員給与の損金算入が幅広く認められるよう提言している。そのうえで、算定基礎となる指標の追加や役員間での異なる取り扱いの容認など、業績連動給与の使い勝手の改善を含む法人税における当面の課題や、所得税における措置についても要望している。

インセンティブ報酬制度の活用拡大に向けた施策

インセンティブ報酬制度のさらなる普及を図るために、各報酬制度について一層の改善を図ることが必要である。具体的には、次の四つの法制度において課題を解決する必要がある。

一つ目は、インサイダー取引規制である。上場会社では常時M&Aなどのコーポレーションアクションを検討し、実行しているところ、インサイダー取引規制により株式報酬の付与がコーポレートアクションの制約となつたり、逆に、他のコーポレートアクションが報酬としての株式の交付や報酬として受け取った株式の売却の制約となつたりすることも少なくない。

そこで提言では、①株式報酬の付与が重要な